

(前文)

桜花学園大学及び名古屋短期大学（以下「本学」という。）は、信念のある人を育成することを教育理念のもと、深く専門的学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的として研究活動を推進している。研究活動の過程で収集又は創出される貴重な研究データを適切に管理し、公開および利活用できることを目的とし、「桜花学園大学・名古屋短期大学 研究データ管理・公開ポリシー」（以下「本ポリシー」という。）を以下のとおり定める。

- ・本ポリシーは、本学の教育理念のもとに策定されるものである。
- ・本学の研究者が、研究データを適切に管理し公開および利活用を行うことは、研究データの価値を認め保護することであり、研究者が将来に渡り優れた研究を行うために、また、本学における将来の研究を守るために重要である。
- ・本学の研究活動は多様であるため、研究データの管理、公開および利活用に関して扱うことは、刊行部署ごと定めることができる。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または創出された情報を指す。

・「研究データ」とは、研究者が研究活動の過程あるいは研究の結果として収集または創出されたデータを指す。その形態はデジタル、非デジタルを問わない。具体的には、観測（測定）データ、試験データ、シミュレーションデータ、調査データ、プログラム、メディアコンテンツ、標本、調査票・質問票（と回答）、臨床データ、実験ノート、史資料、論文、発表予稿、講演資料等である。

・「研究者」とは、研究活動を行う本学の常勤および非常勤の教職員に限らず、研究指導を受ける学生や研究生など、本学における研究に携わる全ての者のことをいう。

特に学生や研究生については、教員の指導と関与のもと、本ポリシーで定める研究者の役割を果たすこととする。

他機関に所属する研究者が、本学の研究活動に従事する場合、相手機関との協議の上、本ポリシーにおける研究者に含めることができる。また、本学の研究者が、共同研究等で相手機関において取得した研究データについては、相手機関が定めるルールに基づき、適切に対応する。

(研究データの管理)

2. 本学は、原則として、研究者が収集または創出した研究データを管理する権利と責務を有していることを認める。その際、研究者は、法令、本学規則、倫理的要件、その他それらに準ずる規則などを遵守の上、研究データを適切に管理する。

・「研究データの管理」については、研究者が法令、本学規則、倫理的要件、その他それらに準ずる規則などの範囲内で行う必要がある。

・研究活動における研究データの管理は、概ね、以下の流れに示される。

研究開始前：データマネジメントプランの策定等を行うことが推奨されていることに留意し、研究計画を立案する。

研究実施中：策定された計画に従い、研究を実施し、研究データを収集もしくは創出する。

研究データは、データの破棄を含め、しかるべき期間内、適切に保管される必要がある。

研究終了後：データの特性から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）、関係者内で共有するもの（セミクローズ）のいずれに該当するかを研究者自身で分別する。また、研究者の異動や退職、学生の卒業・修了も含めて、決定することが求められる。

(研究データの公開・利活用)

3. 研究者は、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、法令、本学規則、倫理的要件、その他それらに準ずる規則に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

・「公開」とは、利用者を限定せずに誰でも利用可能な状態で研究データを公開、限定された利用者のみ利用可能な状態の研究データの共有があり、公開しない場合は、非公開となる。

・公的資金による研究活動の過程で生み出される各種の研究データについては、社会還元の観点から、公開・利活用が原則となる。それ以外の研究データについても、可能な範囲で公開することが望ましい。

・研究データの公開については、研究者が、それぞれの研究分野における特性を踏まえ、法令、本学規則、倫理的要件、その他それらに準ずる規則に従って、研究データの公開・利活用を検討するものとする。これらによる条件や制限等がない場合には、オープン・アンド・クローズ戦略および FAIR 原則に留意の上、本学の情報リポジトリを利用することが可能である。

※オープン・アンド・クローズ戦略：

研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの特性から、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略のこと。

(出典) 一般社団法人 大学 ICT 推進協議会

『大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン』(2021 年 7 月 1 日) p66

※FAIR 原則：

2014 年に FORCE11 での議論に基づき作成されたデータ公開・共有に関する原則のこと。

Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の頭文字を取った略語で、データ公開・共有の適切な方法を示している。

（出典）一般社団法人 大学 ICT 推進協議会

『大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン』（2021 年 7 月 1 日）p64

（本学の責務）

4. 本学は、研究者が行う研究データの管理、公開および利活用するための環境を整備する。

・本学は、研究者が適切に研究データを管理、公開および利活用を実現できるよう、以下の支援を実施予定である。

研究データを保存し管理するためのデジタルプラットフォームの提供

研究データを公開・利活用するための情報リポジトリの提供

研究データの管理、公開・利活用の仕組みの周知と利用促進

（その他）

5. 社会情勢や学術状況の変化に応じて、適宜、本ポリシーの見直しを行うものとする。

・本ポリシーおよび本解説は、社会情勢や学術状況の変化による影響を受けることから、適宜見直しを行うものとする。